

令和3年度 加工食品輸出産地確立緊急対策の公募のご案内

令和4年3月

令和3年度 加工食品輸出産地確立緊急対策事業運営事務局

【目次】

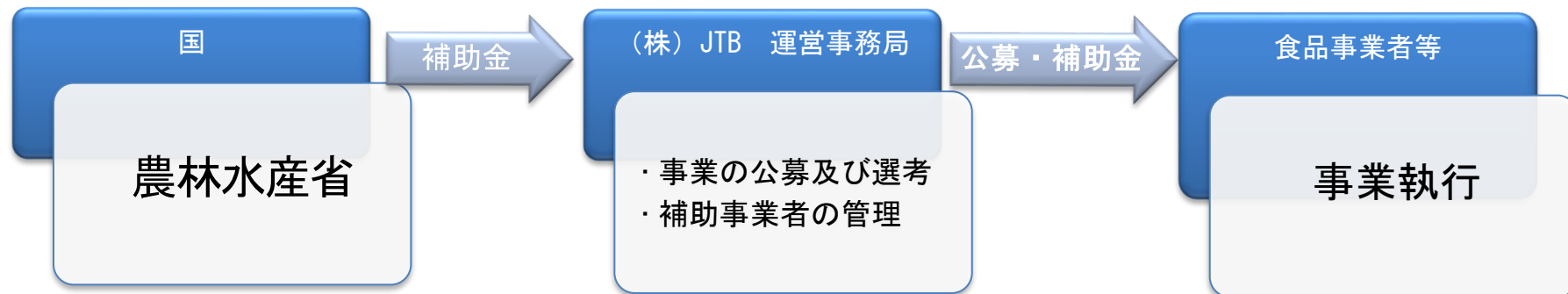
1	事業の目的	P3
2	補助金対象者・期間	P4
3	応募から交付決定まで	P5
4	事業内容	P6～9
5	補助率と補助対象経費	P10
6	事業者選定基準	P11～13
7	応募方法	P14～15
8	補助金交付決定までの流れ	P16
9	お問い合わせについて	P17

1 事業の目的

本事業では、高品質な我が国加工食品の一層の輸出拡大の支援のために、輸出強化に取り組む事業者・団体に対し、特色ある商品・技術・製法のPRや実証実験、輸出先国の規制等に適合した商品開発・改良、そして、機械導入や施設整備等に関する費用を補助いたします。

補助金交付の運営事務局として、株式会社JTBが事業の公募を実施し、外部専門家によって構成された選考委員によって補助事業者を採択後、農林水産省の承認を得て、補助金交付に係る運営を行います。

【事業の流れ】



2 補助金対象者・期間

【補助金総額】

891,000千円

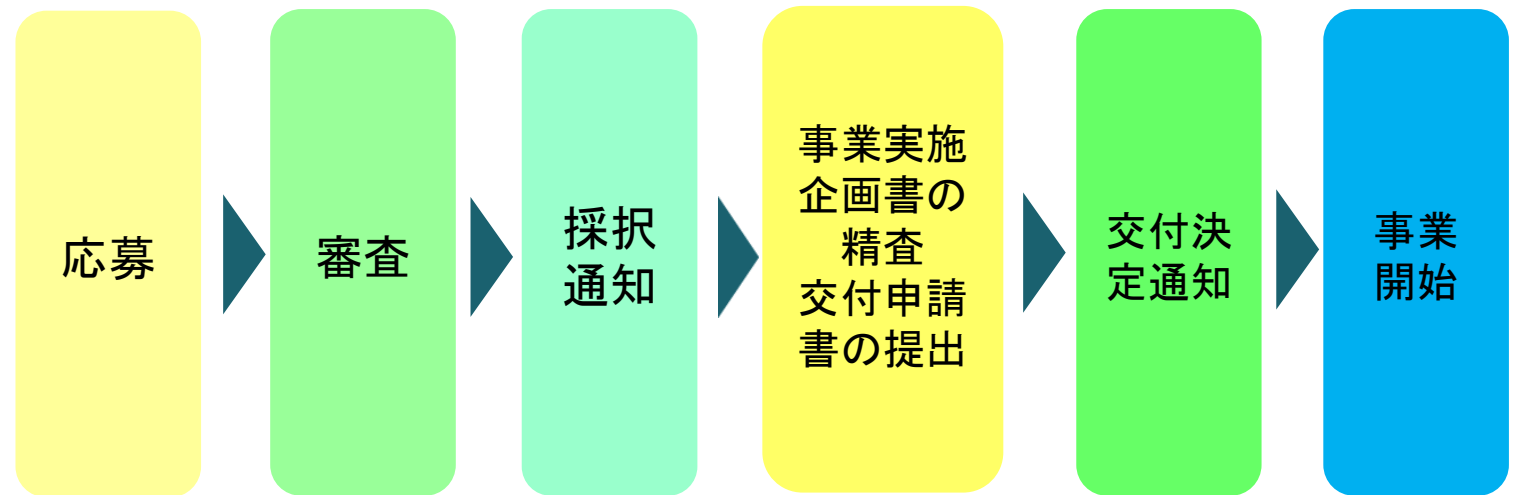
【事業の実施期間】

補助金交付決定後 ～ 令和5年3月

【本事業の対象者の要件】

- 本事業に応募することができる団体
 - ・農林漁業者の組織する団体
 - ・商工業者の組織する団体
 - ・法人格を有する民間事業者
 - ・公益社団法人
 - ・一般社団法人
 - ・特定非営利活動法人
 - ・事業協同組合
 - ・事業協同組合連合会
 - ・独立行政法人
 - ・法人格を有しない団体のうち、農林水産省が特に認める団体のいずれか

3 応募から交付決定まで



応募締め切り

約1ヶ月後

約1ヶ月半～
2ヶ月後

4 事業内容

3つの事業

1. 商品・技術・製法のPRや実証実験等

新規開拓・商流拡大に向けた輸出先国の規制・ニーズにあった商品のPRや実証試験、GI取得等のブランド構築、ECサイトの構築、大手ECサイトへの売り込み・実店舗との連携に係る費用等。

2. 輸出先国の規制等に適合した商品開発・改良

輸出先国の規制（食品添加物、容器・包装、表示等）に適合する商品又はニーズに対応する商品の開発・改良等。

3. 輸出先国の規制等に適合した商品開発・改良のための 必要な機械の改良・開発等

輸出先国の規制（食品添加物、容器・包装、表示等）に適合する商品又はニーズに対応する商品の開発・改良や大ロット製造のために必要な施設整備等。

4 事業内容

1. 商品・技術・製法の PRや実証実験等

【事業例】

- ✓輸出先国の規制・ニーズにあった商品のPRや実証試験
- ✓GI取得等のブランド構築
- ✓ECサイトの構築
- ✓大手ECサイトへの売り込み・実店舗との連携



4 事業内容

2. 輸出先国の規制等に 適合した商品開発・改良

【事業例】

- ✓高付加価値食品の開発
- ✓ニーズ対応のための商品の改良
- ✓賞味期限延長商品の開発
- ✓レシピ開発



4 事業内容

3. 輸出先国の規制等に
適合した商品開発・改良
のための必要な機械の改
良・開発等

【事業例】

- ✓大ロット製造のための機器導入
- ✓製造工程のオンライン化や自動化
- ✓包材制作のための施設整備



5 補助率と補助対象経費

【補助率】

- (1) 商品・技術・製法のPRや実証実験等
- (2) 輸出先国の規制等に適合した商品開発・改良
- (3) 輸出先国の規制等に適合した商品開発・改良のための必要な機械の改良・開発等

食品製造事業者等を構成員とする団体の場合 定額
食品製造事業者等が、上記以外の場合 1/2以内

※(3)は、中小企業者（資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下を満たすもの。）又は主として中小企業者から構成される団体に限る。

【補助対象経費】

本事業を実施するための人件費、謝金、賃金、旅費（講師・専門家・関係者等の招へい・派遣を含む）、講師・専門家・関係者等の招へい者・派遣者の国内外における活動費、PRスタッフの研修・活動費、保険費、需用費、役務費、賃借料、包材・食品成分分析費、包装・包材デザイン費、食品・包装・包材試作費（原材料費、調査費を含む）、評価費、広報に係る経費（システム開発費、広告費、ポスター、パンフレット、映像等）、会場装飾費・使用料、委託費、輸出手続に係る経費、機器導入経費・改良代・システム等（購入・設置に係る経費、エンジニア経費等）、商標の登録等に係る費用、試験販売等に係る経費（調査費、商品の改良費、プロモーション費、研修費、商品代、出展料、輸送費等）、データベースライセンス費等

6 事業者選定基準

応募必須要件	内容
① 連携体制	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 複数の事業者と連携して事業を実施すること ✓ 連携について事業実施計画書に記載されているか？
② チェックシートの実施	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範）」に係るチェックシートを実施している事業場であること。
③ GFPへの登録	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 本事業に参画する食品製造事業者等は、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）コミュニティサイト（https://www.gfp1.maff.go.jp/entry/）へ登録していること。
④ 輸出事業計画（GFPグローバル産地計画）の認定	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（輸出促進法）第34条に規定する輸出事業計画（GFPグローバル産地計画）を交付決定通知後2箇月以内に作成し、農林水産大臣に提出し、その認定を受けること。

6 事業者選定基準

基準項目	チェックポイント
① 事業実施主体について	<ul style="list-style-type: none">✓ 事業実施主体者としての要件を満たしているか？✓ 本事業を達成するための経理的基礎を有しているか？
② 事業の実施体制	<ul style="list-style-type: none">✓ 本事業の目的を理解し、的確に実施出来る能力を有しているか？✓ 主たる責任者には管理能力があり、経験等を有した人的資源が十分にあるか？
③ 事業内容	<ul style="list-style-type: none">✓ 本事業の目的と趣旨に合致した内容か？✓ 実施方法が具体的に計画されているか？
④ 実施方法	<ul style="list-style-type: none">✓ 実施時期、手法、手順が具体的であるか？✓ 実施期間を有効に活用するスケジュールであるか？✓ 本事業の目的を達成するための的確な方法であるか？✓ 実施方法が効率的であるか？
⑤ 事業の効果	<ul style="list-style-type: none">✓ 具体的な目標が設定されているか？その達成方法が記載されているか？✓ 目標が妥当であり、期待される成果が得られるか？✓ 事業の持続性、成長性は見られるか？

6 事業者選定基準

※以下の項目に当てはまると加点となります。

加点項目	チェックポイント
① 労働安全衛生マネジメントシステム規格の認証	✓ 労働安全衛生マネジメントシステム規格であるISO45001、JISQ45001、又はJISQ45100の認証を受けていること。
② 労働安全衛生コンサルタント（国家資格）の確認	✓ 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成11年労働省告示第53号）に基づく取組を行っていることについて労働安全衛生コンサルタント（国家資格）の確認を受けていること。
③ 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略	✓ 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略 (https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_action/attach/pdf/index-5.pdf)に基づく事業実施計画の場合。
④ 原料の切り替え	✓ 国産農林水産物を原料としている又は輸入原料から国産農林水産物へ原料切替を行い、商品開発等を行う場合。
⑤ 地域色のある加工食品	✓ 地域色のある加工食品である場合。

7 応募方法

The screenshot shows the LAPITA website interface. At the top, there are logos for JTB and LAPITA (Japan Trade Business Support Center). The main heading is "令和3年度加工食品輸出産地確立緊急対策 第1回補助金公募のご案内". Below this, there are navigation links for "お問い合わせ" and "メルマガ登録". The main content area is titled "加工食品輸出産地確立緊急対策補助金公募について".

【趣旨】
加工食品の輸出にあたっては、中小企業単独では難しい食品添加物・包材・包装・表示等の規制が複層的に課せられており、関係者が連携した輸出体制を構築する必要があります。海外の規制・ニーズ等に詳しく、マーケティング、ブランディング立案等が可能な国内外の商社、コンサルタント等と連携し、地域の特色ある加工食品を輸出するため、新商品・サービス開発、GI取得等のブランド構築、輸出先国の規制・ニーズに適合した商品開発・改良のために機械の改良・開発等を支援し、タイムリーな海外市場獲得を目指します。

なお、加点ポイントとして次のものがあります。

- ・輸出拡大実行戦略の重点27品目
- ・輸出産地に登録されている団体、事業者
- ・輸出促進法に基づく輸出事業計画の認定を受けている事業者
- ・地域色のある加工食品の場合（地理的表示（GI）登録加工品等）
- ・団体等においては、輸出について継続的に取り組める体制である場合
- ・社内の輸出体制が整い、また、工場等が輸出向けに整備されている場合
- ・地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けている場合

※加点ポイントについては、実施規程第6 採択基準等を参照ください。

- ・輸出拡大実行戦略
- ・輸出事業計画

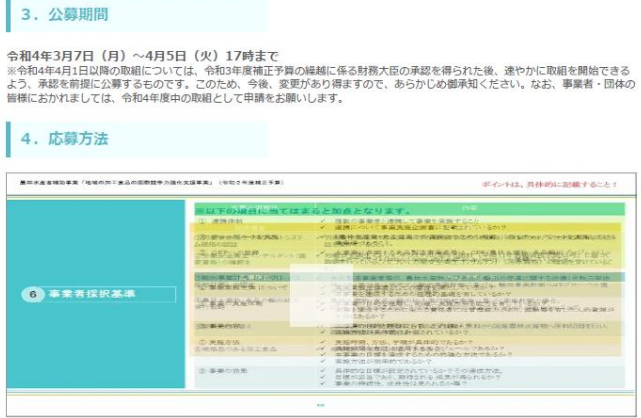
【補助金予算額】 89,100千円
【事業実施期間】 補助金交付通知決定後～令和5年3月14日（火）
【公募期間】 令和4年3月7日（月）～4月5日（火）17時まで
 ※令和4年4月1日以降の取組については、令和3年度補正予算の繰越に係る財務大臣の承認を得られた後、速やかに取組を開始できるよう、承認を前提に公募するものです。このため、今後、変更があり得ますので、あらかじめ御承知ください。なお、事業者・団体の皆様におかれましては、令和4年度中の取組として申請をお願いします。
【補助率】 定額、1/2以内（条件は実施規程をご覧ください）

お申し込みは公募サイトにて受付後、必要書類を郵送にて運営事務局へ送付します。

※オンラインのみでは、申し込みは終了しておりませんので、ご注意ください。
記載モレや書類の不備は、審査の対象となりません。

公募サイト（第1回公募）：<https://reg.lapita.jp/public/seminar/view/4378>

7 応募方法



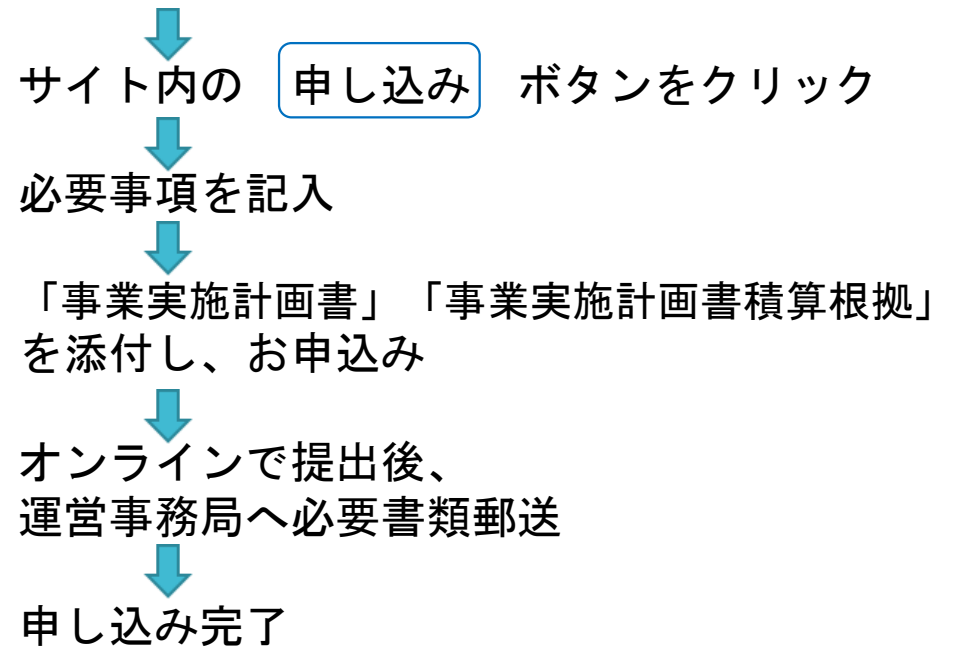
▶ **説明会資料** をご確認のうえ、ご応募ください。
 Step 1. 公募WEBサイトより、事業実施計画書等の所定フォーマットをダウンロード
 Step 2. 必要事項を記載し、**所定の事業実施計画書と事業実施計画書別添2及び別添3を添付の上**「申し込み」ボタンより申し込み
 Step 3. 事業実施計画書、事業実施計画書別添2及び別添3、その他**必要書類を、運営事務局へ2部郵送**

◀ **実施規程・補助対象経費** ▶
[実施規程 \(PDF\)](#)
[補助対象経費 \(PDF\)](#)

◀ **応募様式** ▶
[1-1 事業実施計画書 \(WORD\)](#)
[1-2 事業実施計画書別添2 \(EXCEL\)](#)
[1-3 事業実施計画書別添3 \(EXCEL\)](#)
[2-1 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範 事業者向けチェックシート](#)
[2-2 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範 団体向けチェックシート](#)
 ※チェックシートは、事業者向け又は団体向け該当するシートを提出（2-1もしくは2-2）
 ※規定フォーマット以外で作成された事業実施計画書は、無効とさせていただきます。

◀ **参考資料** ▶
 下記3点を一読頂き、**事業実施計画書**をご作成ください
[事業実施計画書の作成ポイントについて \(PDF\)](#)

1. 実施規程
2. 補助事業対象経費
3. 事業実施計画書
4. 事業実施計画書積算根拠（別添）
5. 事業実施計画書作成のポイント
6. 農林水産業・食品産業安全のための規範
事業者向け（団体向け）チェックシート



8 補助金交付決定までの流れ

公募締め切り日 サイト申し込み及び応募関係書類 17時必着



事業者選定委員による審査

外部有識者等により構成される選考委員により、事業者等を選挙します。
選考委員は、事業者等から提出された事業実施計画が適切であるか等について
審査を行います。



農林水産省承認後、選考結果を通知



事業実施計画書精査及び補助金交付申請書類の作成と提出



補助金交付決定通知

9 お問い合わせについて

ご不明な点、ご質問等は、
公募サイトの**お問い合わせフォーム**よりお気軽にお問い合わせください。

LAPITA 加工食品



公募サイト（第1回公募）：<https://reg.lapita.jp/public/seminar/view/4378>

令和3年度加工食品輸出産地確立緊急対策事業運営事務局
（株式会社JTB ビジネスソリューション事業本部 第二事業部内）
電話：03-6630-8182
担当：村田、山川、竹内